

令和5年度（令和4年分）

## 市民税・府民税の申告の手引き

この手引きは、市民税・府民税の申告をしていただくのに必要な事項を簡単に説明したものです。

所得のある人で、所得税（国税）が課税されていない場合でも、市民税・府民税（地方税）が課税となる場合があります。これは、市民税・府民税が「地域社会の会費」として所得税よりもより広い範囲の人に負担してもらうために、扶養控除額等が所得税に比べて低く設定されているからです。

申告の必要がある人は、この手引きを参考に令和4年分（令和4年1月1日～令和4年12月31日）の所得について申告してください。

**申告書の提出期限は令和5年3月15日（水）です。**

目	次	ページ
個人番号（マイナンバー）の記載と本人確認について	.....	2
申告が必要な人、申告が不要な人、申告に必要なもの	.....	4
申告書の記載方法	.....	5
所得の種類	.....	6
所得控除の種類	.....	8
給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・府民税の納付方法	.....	14
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項	.....	14
寄附金税額控除・ふるさと納税	.....	15
市民税・府民税の税額、非課税の範囲	.....	16
（様式）令和4年分医療費控除の明細書	.....	18
（様式）令和4年分セルフメディケーション税制の明細書	.....	19
（様式）上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書	.....	20

### ■提出先・お問い合わせ先■

綾部市役所 企画総務部税務課  
〒623-8501 綾部市若竹町8番地の1  
電話 税務課直通 (0773) 42-4235

## 個人番号（マイナンバー）の記載と本人確認について

市民税・府民税申告書には、申告者本人及び控除対象配偶者・扶養親族の個人番号（マイナンバー）を記載していただく必要があります。

また、申告書を提出していただくときに、なりすましを防ぐために申告者の「個人番号確認」と身分証等による「本人確認」をさせていただきます。なお、代理人が本人に代わり申告書を提出される場合は「代理権の確認」、「代理人の本人確認」、「申告者本人の個人番号確認」が必要になります。

※申告者又は代理人の本人確認については、なりすましを防ぐため以外にも、個人番号（マイナンバー）を記載いただくにあたって、確認が必要であると法律で定められています。（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条）

### 【ご持参いただく書類等】

#### 1 市民税・府民税申告書を、市役所税務課又は相談会場に直接提出する場合

窓口へ来る人	個人番号 確認書類	本人確認書類	その他必要書類
申告者本人	申告者本人の 個人番号が 分かるもの	申告者本人のもの	
同一世帯の親族（注1）		提出に来る人のも	
別世帯の親族（注2）		提出に来る人のも	申告者との関係が分かる書類 （戸籍謄本等）又は委任状
法定代理人（注3）		提出に来る人のも	その資格を証明する書類 （登記事項証明書等）
知人・友人等		提出に来る人のも	委任状

注1…同一世帯の親族とは、住民票上同一の世帯である人

注2…別居、同一家屋や敷地に住んでおられても、住民票が別となっている人等

注3…法定代理人とは、成年後見人、納税管理人等

#### 2 郵送で提出する場合

申告する本人の「個人番号（マイナンバー）」及び「本人確認」のできる書類の写しを申告書等に同封して、送付してください。

#### 3 個人番号（マイナンバー）・本人確認に使用できる書類

##### 【個人番号（マイナンバー）確認書類】

- 個人番号カード（マイナンバーカード）
- 通知カード（ただし、現在の住所・氏名記載のものに限る。）
- 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書

**【本人確認書類】**（氏名及び生年月日又は住所が記載されているものに限る。）

☆ 1点のみで本人確認ができる書類（写真付身分証明書等）

- 個人番号カード（マイナンバーカード） ●運転免許証 ●身体障害者手帳
- 運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたもの） ●パスポート
- 精神障害者保健福祉手帳 ●療育手帳 ●在留カード ●特別永住者証明書
- 学生証 ●社員証 ●資格証明書 ●その他写真付身分証明書 等

☆ 1点のみで本人確認ができる書類（写真なし身分証明書等）

- 公的医療保険の被保険者証 ●年金手帳 ●児童扶養手当証書 ●特別児童扶養手当証書

☆ 2点以上で本人確認ができる書類（写真なし身分証明書等）

- 学生証 ●社員証 ●資格証明書 ●印鑑登録証明書 ●納税証明書
- 国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書 ●戸籍附票の写し ●住民票の写し
- 住民票記載事項証明書 ●母子健康手帳 等

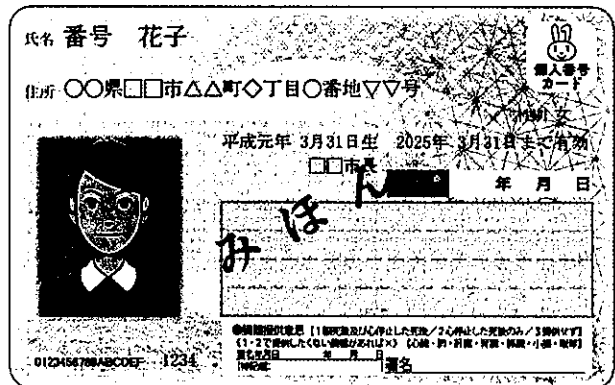
（注意）提示時において有効なもの又は発行日・領収日から6か月以内のものに限る。

（参 考）

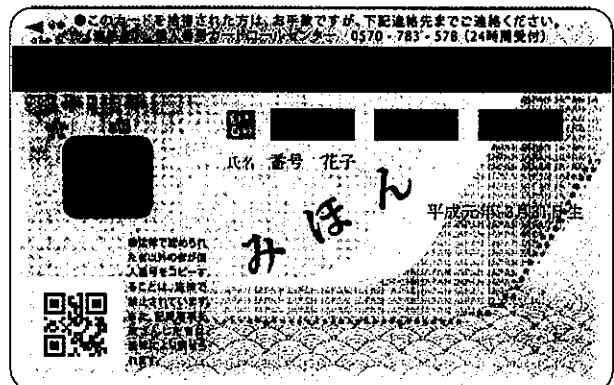
通知カード見本



個人番号カード(マイナンバーカード)見本



(おもて)



(うら)

## 申告が必要な人

令和5年1月1日現在、綾部市に住所のある（お住まいの）人で、次のいずれかに該当する人は申告が必要です。

- ① 営業・農業・不動産・配当・雑（公的年金等以外）等の所得がある人
- ② 給与所得があり、次のア～オに該当する人
  - ア. 勤務先から綾部市に給与支払報告書の提出がない人
  - イ. 前年に中途退職し、再就職していない人
  - ウ. 給与以外の所得がある人
  - エ. 雑損控除や医療費控除等の申告をしようとする人
  - オ. 年末調整で申告できていない生命保険料・地震保険料・雑損・医療費等の各種控除、扶養の追加等をしようとする人
- ③ 公的年金等の受給者で、次のア又はイに該当する人
  - ア. 公的年金等以外の所得がある人
  - イ. 生命保険料・地震保険料・雑損・医療費等の各種控除、扶養の追加等をしようとする人
- ④ 非上場株式の配当所得がある人
- ⑤ 上場株式等の譲渡所得・配当所得・利子所得について、申告不要制度を選択する人  
（上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書（20ページ）が必要）

## 申告が不要な人

上記の「申告が必要な人」に該当しても、次のいずれかに該当する人は申告が不要です。

- ① 税務署に所得税の確定申告をする人
- ② 給与所得のみで勤務先から綾部市に給与支払報告書の提出があった人  
\*ただし、勤務先で年末調整を受けていない場合や、市民税・府民税において各種控除を受ける場合は申告が必要です。
- ③ 公的年金等の雑所得のみの人  
\*ただし、各種控除を受ける場合は申告が必要です。

※ 前年に所得がない人や非課税年金（障害年金、遺族年金等）のみの人でも、税務証明の発行や所得判定が必要な公共サービスを受ける場合は、所得がないことの申告が必要となる場合があります。

## 申告に必要なもの

1. 個人番号（マイナンバー）確認書類及び本人確認書類
2. 前年中の収入・所得がわかるもの（源泉徴収票、支払調書、収支内訳書等）
3. 各種控除に必要な証明書や領収書等

申告書の記載方法

個人番号を正しく記入してください。

令和5年度分市民税・府民税申告書

綾部市長 殿	現住所	綾部市若竹町8番地の1	業種又は職業	年金受給者
提出年月日	1月1日現在の住所	綾部市若竹町8番地の1	電話番号	42-3280
年 月 日	フリガナ	アヤベ タロウ	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
	氏 名	綾部 太郎	生 年 月 日	世帯主の氏名
			明・大(四) 30年 1月 1日	綾部太郎
			平・令	本人

提出用

この申告書を提出した方は、事業税の申告書を提出する必要があります。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	国民健康保険料	123,400
	介護保険料	78,900
	合 計	202,300
⑭ 生命保険料控除	新生命保険料の計	56,000
	旧生命保険料の計	
	新個人年金保険料の計	
	旧個人年金保険料の計	
	介護医療保険料の計	34,500
⑮ 地震保険料控除	地震保険料の計	23,400
	旧長期損害保険料の計	
⑰～⑲ 配偶者控除・寡婦・ひとり親控除・勤労学生控除	⑰ <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還	⑱ <input type="checkbox"/> ひとり親控除 (学校名)
⑳ 障害者控除	1 カナ氏名 個人番号	障害の程度 <input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 精神
	2 カナ氏名 個人番号	障害の程度 <input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 精神
㉑～㉒ 配偶者特別控除・同一生計者控除	配偶者 阿ヤベ マユコ 綾部 まゆ子	配偶者の合計所得金額 0
㉓ 扶養控除	1 カナ氏名 綾部 けし太	同居・別居の区分 <input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 控除額 38万円
	2 カナ氏名 個人番号	同居・別居の区分 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 控除額 万円
	3 カナ氏名 個人番号	同居・別居の区分 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 控除額 万円
	4 カナ氏名 個人番号	同居・別居の区分 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 控除額 万円
㉔ 16歳未満の扶養親族(控除対象外)	1 カナ氏名 個人番号	同居・別居の区分 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 控除額 万円
	2 カナ氏名 個人番号	同居・別居の区分 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 控除額 万円
	3 カナ氏名 個人番号	同居・別居の区分 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 控除額 万円
	別居の扶養親族等がある場合には、裏面㉔に氏名、個人番号及び住所を記入してください。	扶養控除額の合計 38
㉕ 雑損控除	損害の原因	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補填される金額
		差引損失のうち災害関連支出の金額
㉖ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額
	234,000	111,000

1 収入金額等	事業等	ア	円
	業 業	イ	400,000
	不 動 産	ウ	
	利 子	エ	
	配 当	オ	30,000
	給 与	カ	
	公的年金等	キ	2,400,000
	雑 業 務	ク	
	そ の 他	ケ	
	短 期	コ	
	長 期	サ	
	一 時	シ	
2 所得金額	事業等	①	
	業 業	②	5,000
	不 動 産	③	
	利 子	④	
	配 当	⑤	30,000
	給 与	⑥	
	公的年金等	⑦	1,300,000
	業 務	⑧	
	そ の 他	⑨	
	合 計	⑩	1,300,000
	総合議決・一時	⑪	
	合 計	⑫	1,335,000
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	202,300
	小規模企業共済等掛金控除	⑭	
	生命保険料控除	⑮	50,625
	地震保険料控除	⑯	11,700
	寡婦・ひとり親控除	⑰～⑱	
	勤労学生・障害者控除	⑲～㉑	
	配偶者(特別)控除	㉒	330,000
	扶養控除	㉓	380,000
	基礎控除	㉔	430,000
	⑬から㉔までの計	㉕	1,404,625
	雑損控除	㉖	
	医療費控除	㉗	56,250
	合 計	㉘	1,460,875

6～7ページ参照

8～14ページ参照

8～14ページ参照

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和5年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・府民税の納税方法

給与から差し引き(特別徴収)

自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

如  入力  点検  本人確認  複印分離

裏面にも記載する欄がありますから注意してください

事業・不動産収入がある人は、所得金額の計算に必要な収入・必要経費が分かる資料(収支内訳書)を添付してください。

所得の種類

種類		記入欄	具体的な例
事業	営業等	①	自由職業等の自営業から生ずる所得 収入-必要経費-(専従者控除)
	農業	②	農業から生ずる所得 収入-必要経費-(専従者控除)
不動産		③	土地や建物等の貸付けから生ずる所得 収入-必要経費-(専従者控除)
配当		⑤	株式・出資の配当、証券投資信託の収益の分配金等
給与		⑥	俸給や給料、賃金、賞与等の所得
雑	公的年金等	⑦	国民年金や厚生年金、確定給付企業年金等の所得
	業務	⑧	副業に係る収入のうち、営利を目的とした所得
	その他	⑨	個人で掛けている年金等の⑦、⑧にあてはまらない所得
総合課税の譲渡		⑪	機械やゴルフ会員権等の資産の譲渡から生ずる所得
一時		⑪	賞金や懸賞当せん金、生命保険契約等に基づく一時金等の所得

1. 給与所得の計算表 (申告書 カ・⑥)

給与等の収入金額 A \_\_\_\_\_ 円

Aの金額	給与所得の金額	
~550,999 円	0 円	
551,000 円 ~ 1,618,999 円	A - 550,000 円 = _____ 円	
1,619,000 円 ~ 1,619,999 円	1,069,000 円	
1,620,000 円 ~ 1,621,999 円	1,070,000 円	
1,622,000 円 ~ 1,623,999 円	1,072,000 円	
1,624,000 円 ~ 1,627,999 円	1,074,000 円	
1,628,000 円 ~ 1,799,999 円	$A \div 4 =$ (千円未満の端数切捨て) $B$ _____ ,000 円	$B \times 2.4 + 100,000$ 円 _____ 円
1,800,000 円 ~ 3,599,999 円		$B \times 2.8 - 80,000$ 円 _____ 円
3,600,000 円 ~ 6,599,999 円		$B \times 3.2 - 440,000$ 円 _____ 円
6,600,000 円 ~ 8,499,999 円	$A \times 0.9 - 1,100,000$ 円 = _____ 円	
※8,500,000 円 ~	$A - 1,950,000$ 円 = _____ 円	

※給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)~(4)のいずれかの要件に該当する場合は【給与等の収入金額(上限1,000万円)-850万円】×0.1が所得金額調整控除として給与所得から控除されます。該当する場合、申告書裏面の「16 所得金額調整控除に関する事項」に記入してください。

- (1) 申告者本人が特別障害者に該当する
- (2) 22歳以下の扶養親族を有する
- (3) 特別障害者である同一生計配偶者を有する
- (4) 特別障害者である扶養親族を有する

◆所得金額調整控除 = (給与等の収入金額-850万円) × 0.1

2. 公的年金等に係る雑所得の計算表 (申告書 キ・⑦)

公的年金等の収入金額 A \_\_\_\_\_円

◆ 65歳未満の人 (昭和33年1月2日以後生まれ)

Aの金額	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下の場合	1,000万円を超え 2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合
~600,000円	0円	0円	0円
600,001円 ~1,299,999円	A-600,000円 _____円	A-500,000円 _____円	A-400,000円 _____円
1,300,000円 ~4,099,999円	A×0.75-275,000円 _____円	A×0.75-175,000円 _____円	A×0.75-75,000円 _____円
4,100,000円 ~7,699,999円	A×0.85-685,000円 _____円	A×0.85-585,000円 _____円	A×0.85-485,000円 _____円
7,700,000円 ~9,999,999円	A×0.95-1,455,000円 _____円	A×0.95-1,355,000円 _____円	A×0.95-1,255,000円 _____円
10,000,000円~	A-1,955,000円 _____円	A-1,855,000円 _____円	A-1,755,000円 _____円

◆ 65歳以上の人 (昭和33年1月1日以前生まれ)

Aの金額	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下の場合	1,000万円を超え 2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合
~1,100,000円	0円	0円	0円
1,100,001円 ~3,299,999円	A-1,100,000円 _____円	A-1,000,000円 _____円	A-900,000円 _____円
3,300,000円 ~4,099,999円	A×0.75-275,000円 _____円	A×0.75-175,000円 _____円	A×0.75-75,000円 _____円
4,100,000円 ~7,699,999円	A×0.85-685,000円 _____円	A×0.85-585,000円 _____円	A×0.85-485,000円 _____円
7,700,000円 ~9,999,999円	A×0.95-1,455,000円 _____円	A×0.95-1,355,000円 _____円	A×0.95-1,255,000円 _____円
10,000,000円~	A-1,955,000円 _____円	A-1,855,000円 _____円	A-1,755,000円 _____円

※給与所得と公的年金等に係る雑所得の金額があり、合計が10万円を超える場合は、給与所得金額(上限10万円)+公的年金等に係る雑所得(上限10万円)-10万円が所得金額調整控除として給与所得から控除されます。

◆ 所得金額調整控除 = (給与所得+公的年金等に係る雑所得) - 10万円

所得控除の種類

種類	記入欄	控除の内容
社会保険料控除	⑬	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が負担すべき社会保険料（国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料等）で、あなたが支払ったものがある場合に控除が受けられます。 ※あなたと生計を一にする配偶者その他の親族の年金や給与から社会保険料が天引きされている場合、あなたの社会保険料控除の対象になりません。
小規模企業共済等掛金控除	⑭	あなたが支払った小規模企業共済法の共済契約に係る掛金、確定拠出年金法の企業型及び個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度に係る掛金がある場合に控除が受けられます。
生命保険料控除	⑮	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族を受取人とする一般生命保険、介護医療保険及び個人年金保険のために、あなたが支払った保険料がある場合に控除が受けられます。
地震保険料控除	⑯	あなたが支払った地震保険及び旧長期損害保険の保険料がある場合に控除が受けられます。
寡婦・ひとり親控除	⑰・⑱	次のいずれかの要件に該当する場合に控除が受けられます。 ・夫と離婚した後に婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人 ・夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が不明の人で、合計所得金額が500万円以下の人
		現に婚姻していない人、又は配偶者の生死が不明の人のうち、次の要件に該当する場合に控除が受けられます。 ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと ・生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下であり、他の人の同一生計配偶者や扶養親族でない）がいること ・本人の合計所得金額が500万円以下であること
勤労学生控除	⑲	あなたが特定の学校の学生で、合計所得金額が75万円以下である場合に控除が受けられます。（所得金額のうち、自己の勤労による事業所得、給与所得、退職所得、雑所得以外の所得金額が10万円以下の場合に限ります。）
障害者控除	⑳	あなたや同一生計配偶者、扶養親族のうち障害者に該当する人がいる場合に控除が受けられます。
配偶者控除	㉑・㉒	配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合に受けられます。（あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合に限ります。）
配偶者特別控除	㉑・㉒	配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合に、配偶者の合計所得金額に応じて計算した金額の控除が受けられます。（あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合に限ります。）



種類	記入欄	控除の内容
扶養控除	一般	生計を一にする16歳以上19歳未満（H16.1.2～H19.1.1生）及び23歳以上70歳未満（S28.1.2～H12.1.1生）で、合計所得金額が48万円以下の扶養親族がいる場合に控除が受けられます。
	特定	⑳ 生計を一にする19歳以上23歳未満（H12.1.2～H16.1.1生）で、合計所得金額が48万円以下の扶養親族がいる場合に控除が受けられます。
	老人	生計を一にする70歳以上（S28.1.1以前生）で、合計所得金額が48万円以下の扶養親族がいる場合に控除が受けられます。
基礎控除	㉑	あなたの合計所得金額に応じて控除が受けられます。
雑損控除	㉒	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族（総所得金額等が48万円以下）が、災害や盗難、横領により住宅や家財に損害を受けた場合や、災害等に関連してやむを得ない支出をした場合に控除が受けられます。
医療費控除・セルフメディケーション税制	㉓	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために、医療費、医薬品の購入費などを一定額以上支払った場合に控除が受けられます。

### 社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除（申告書 ⑬・⑭）

#### <控除額>

支払った金額の全額

#### <添付書類>

・支払金額が分かる領収書又は証明書

※あなたと生計を一にする配偶者その他の親族の年金や給与から社会保険料が天引きされている場合、あなたの社会保険料控除の対象になりません。

### 生命保険料控除（申告書 ⑮）

#### <控除額の計算>

平成24年1月1日以後の契約（①新契約）と平成23年12月31日以前の契約（②旧契約）では、生命保険料控除の取扱いが異なりますので、①・②の契約区分ごとに控除額を計算します。

#### ①新契約の生命保険料（平成24年1月1日以後に締結した契約）

一般生命保険料 A \_\_\_\_\_ 円

介護医療保険料 B \_\_\_\_\_ 円

個人年金保険料 C \_\_\_\_\_ 円

A、B、Cの金額	一般生命保険料の控除額計算	介護医療保険料の控除額計算	個人年金保険料の控除額計算
12,000 円以下	Aの金額の全額 _____ 円	Bの金額の全額 _____ 円	Cの金額の全額 _____ 円
12,001 円 ～32,000 円	$A \times 0.5 + 6,000$ 円 = _____ 円	$B \times 0.5 + 6,000$ 円 = _____ 円	$C \times 0.5 + 6,000$ 円 = _____ 円
32,001 円 ～56,000 円	$A \times 0.25 + 14,000$ 円 = _____ 円	$B \times 0.25 + 14,000$ 円 = _____ 円	$C \times 0.25 + 14,000$ 円 = _____ 円
56,001 円以上	28,000 円（上限額）	28,000 円（上限額）	28,000 円（上限額）

※合計適用限度額 70,000 円

②旧契約の生命保険料（平成23年12月31日以前に締結した契約）

一般生命保険料 D \_\_\_\_\_ 円

個人年金保険料 E \_\_\_\_\_ 円

D、Eの金額	一般生命保険料の控除額計算	個人年金保険料の控除額計算
15,000 円以下	Dの金額の全額 _____ 円	Eの金額の全額 _____ 円
15,001 円 ～40,000 円	$D \times 0.5 + 7,500$ 円 = _____ 円	$E \times 0.5 + 7,500$ 円 = _____ 円
40,001 円 ～70,000 円	$D \times 0.25 + 17,500$ 円 = _____ 円	$E \times 0.25 + 17,500$ 円 = _____ 円
70,001 円以上	35,000 円（上限額）	35,000 円（上限額）

<添付書類>

- ・ 保険会社等が発行する控除証明書

<記入上の注意>

- ・ 一般生命保険料及び個人年金保険料については、①新契約と②旧契約の両方について控除の適用を受け  
る場合、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計が控除額となります。（上限額2万8千円）
- ・ 新旧両方の適用を受ける場合でも、控除の合計適用限度額は7万円です。

地震保険料控除（申告書 ⑯）

<控除額の計算>

地震保険と旧長期損害保険（平成18年12月31日までに契約し、保険期間10年以上のもので満期返戻金が支払われるもの）では、計算方法が異なりますので、各保険ごとに控除額を計算します。

○地震保険料 F \_\_\_\_\_ 円

○旧長期損害保険料 G \_\_\_\_\_ 円

地震 保 険	控 除 額
	$F \times 0.5 =$  _____ 円 (上限額25,000 円)

旧 長 期 損 害 保 険	G の金額	控 除 額
	5,000 円以下	Gの金額 _____ 円
	5,001 円以上	$G \times 0.5 + 2,500$ 円 = _____ 円 (上限額10,000 円)

※合計適用限度額 25,000 円

<添付書類>

- ・ 保険会社等が発行する控除証明書

<記入上の注意>

- ・ 1つの保険契約が地震保険料と旧長期損害保険料の両方に該当するときは、どちらか一方の控除となります。1つの契約で2種類の控除合計額分の控除を受けることはできません。

寡婦・ひとり親控除（申告書 ⑰・⑱）

<控除額>

本人 女性	配偶者関係	死別		離別		未婚	
	本人合計所得	500万円 以下	500万円 超	500万円 以下	500万円 超	500万円 以下	500万円 超
	扶養親族「子」有り	30万円	—	30万円	—	30万円	—
	扶養親族「子以外」有り	26万円	—	26万円	—	—	—
	扶養親族：無し	26万円	—	—	—	—	—
本人 男性	配偶者関係	死別		離別		未婚	
	本人合計所得	500万円 以下	500万円 超	500万円 以下	500万円 超	500万円 以下	500万円 超
	扶養親族「子」有り	30万円	—	30万円	—	30万円	—
	扶養親族「子以外」有り	—	—	—	—	—	—
	扶養親族：無し	—	—	—	—	—	—

<記入上の注意>

- ・住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合は、寡婦、ひとり親控除の対象となりません。

勤労学生控除（申告書 ⑲）

<控除額>

26万円

<添付又は提示する書類>

- ・学生証、在学証明書

障害者控除（申告書 ⑳）

<控除額>

障害者 控除	<b>一般の障害者</b> ・身体障害者手帳3級以下の交付を受けている人 ・療育手帳Bの交付を受けている人 ・精神障害者保健福祉手帳2級又は3級の交付を受けている人等	26万円
	<b>特別障害者</b> ・成年被後見人 ・身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている人 ・療育手帳Aの交付を受けている人 ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人等	30万円
	同居特別障害者	53万円

<添付又は提示する書類>

- ・障害者手帳、療育手帳等

※介護保険制度の要介護認定を受けている人で、障害者控除の対象となる人は、福祉事務所発行の「障害者控除対象者申請書及び認定書」を添付してください。

<記入上の注意>

- ・申告者本人や同一生計配偶者、扶養親族が、障害者や特別障害者である場合は、⑳に記入してください。

## 配偶者控除、配偶者特別控除（申告書 ㉑・㉒）

### ① 配偶者控除

#### <控除額>

区分	あなたの合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
一般の控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者 (昭和28年1月1日以前生まれの人)	38万円	26万円	13万円

#### <記入上の注意>

- ・他の人の扶養親族、事業専従者となっている人は配偶者控除の対象となりません。
- ・別居の場合、申告書裏面「12 別居の扶養親族等に関する事項」を記入してください。
- ・あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は、「 同一生計配偶者」にチェックしてください。

### ② 配偶者特別控除

#### <控除額>

配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万円超	0円	0円	0円

#### <記入上の注意>

- ・他の人の扶養親族、事業専従者となっている人は配偶者特別控除の対象となりません。
- ・夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。

## 扶養控除（申告書 ㉓）

#### <控除額>

扶養控除	<b>一般の控除対象扶養親族</b> *16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満の人 ・平成16年1月2日～平成19年1月1日に生まれた人 ・昭和28年1月2日～平成12年1月1日に生まれた人	33万円
	<b>特定扶養親族</b> *19歳以上23歳未満の人 ・平成12年1月2日～平成16年1月1日に生まれた人	45万円
	<b>老人扶養親族</b> *70歳以上の人 ・昭和28年1月1日以前に生まれた人	同居老親等以外の人 38万円
		同居老親等 45万円

### <記入上の注意>

- ・16歳未満の扶養親族については扶養控除の適用はありませんが、市民税・府民税の非課税限度額の算定に必要となるため、「16歳未満の扶養親族（控除対象外）」欄に忘れずに記入してください。
- ・別居の場合、申告書裏面「12 別居の扶養親族等に関する事項」を記入してください。
- ・他の人の同一生計配偶者、扶養親族、事業専従者となっている人は扶養控除の対象となりません。
- ・同居老親等とは、老人扶養親族のうち、申告者本人又はその配偶者の直系尊属（父母、祖父母）等で、申告者本人又はその配偶者と普段同居している人が対象となります。

### 基礎控除（申告書 ⑳）

#### <控除額>

あなたの合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

### 雑損控除（申告書 ㉑）

#### <控除額の計算>

次のA・Bいずれか多い方の額

A：（損害金額 － 保険金等で補てんされる金額） － 総所得金額等の合計額 × 10%

B： 災害関連支出の金額 － 5万円

#### <添付書類>

- ・損失額の明細、災害関連支出の領収書、り災証明書等

### 医療費控除・セルフメディケーション税制（申告書 ㉒）

#### ①医療費控除

#### <控除額の計算>

$\left[ \begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金等により} \\ \text{補てんされる額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{（総所得金額等の合計額} \times 5\% \text{）} \\ \text{又は 10万円} \end{array} \right]$	のいずれか少ない額 (限度額 200万円)
--	--------------------------

#### <添付書類>

- ・医療費控除の明細書（18 ページ）
- ・医療費通知（医療費のお知らせ）（原本）  
（医療費控除の明細書「1 医療費通知に関する事項」に記載した場合）

#### ②セルフメディケーション税制

あなたが健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った税制の対象となる医薬品の購入費が1万2千円を超える場合に、控除が受けられます。

#### <控除額の計算>

$\left[ \begin{array}{l} \text{特定一般用} \\ \text{医薬品等購入費} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金等により} \\ \text{補てんされる額} \end{array} \right] - 1万2千円$ （限度額 8万8千円）
--

<添付書類>

- ・セルフメディケーション税制の明細書 (19 ページ)

<記入上の注意>

- ・通常の医療費控除とセルフメディケーション税制の両方の控除を受けることはできません。
- ・セルフメディケーション税制を選択する場合は、「医療費控除」欄の区分の□に「1」と記入してください。

※対象医薬品が見直されるとともに、健診の結果等の一定の取組の証明の添付が不要になりました。また、適用期限が令和4年1月1日から令和8年12月31日まで5年延長されました。

**給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・府民税の納付方法 (申告書 5 欄)**

給与所得のある人については、給与所得に係る税額を、原則、給与からの天引き（特別徴収）により納付いただくこととなっています。給与所得があり、かつ、給与以外の所得がある人は、給与以外の所得に係る税額について、給与からの天引き（特別徴収）又は自分で納付（普通徴収）のいずれかを選択できますので、希望する納付方法にチェックしてください。

<記入上の注意>

- ・給与所得に係る税額の納付方法は選択できません。
- ・令和5年4月1日時点において65歳以上の人については、公的年金等に係る税額分を年金からの天引き（年金特徴）により納付いただくこととなりますので、納付方法の選択は給与所得・公的年金等の雑所得以外の所得が対象となります。

※給与からの天引き（特別徴収）や年金からの天引き（年金特徴）の納付方法については、状況により自分で納付（普通徴収）いただく方法に変更となることがあります。

**配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項 (申告書 裏面 14 欄)**

特定配当等の所得、特定株式等の譲渡所得を申告して配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合には、特別徴収により差し引かれた配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。

なお、特定配当等の所得、特定株式等の譲渡所得については、市民税・府民税において所得税と異なる課税方式（申告不要制度、総合課税、申告分離課税）を選択することができます。所得税と異なる課税方式を選択する場合は、別紙「上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書（20ページ）」を提出してください。

<添付書類>

- ・確定申告書の写し及び特定口座年間取引報告書の写し  
(所得税と異なる課税方式を選択する場合)

## 寄附金税額控除・ふるさと納税（申告書 裏面 15 欄）

都道府県・市区町村に対する寄附金（いわゆる「ふるさと納税」）、京都府共同募金会・日本赤十字社京都府支部に対する寄附金、特定非営利活動法人や所得税の寄附金控除の対象となっている学校法人や社会福祉法人等のうち、京都府・綾部市が条例で定める寄附金は、寄附金税額控除の対象となります。税額控除を受けるためには、原則として確定申告又は住民税申告（住民税のみ適用）を行う必要があります。※令和3年4月1日以後に支出する寄附金より、特定公益増進法人等に対する寄附金の対象から、「出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金」が除外されています。

### <税額控除額>

#### ①都道府県・市区町村（ふるさと納税）

次のAとBの合計額

A（基本控除額）：（寄附金額 - 2千円）× 10%

B（特例控除額）：（寄附金額 - 2千円）× 【90 - 所得税率（0~45）× 1.021】%

※Bの額については、個人住民税所得割額の2割を限度

#### ②京都府共同募金会、日赤京都府支部

（寄附金額 - 2千円）× 10%

#### ③条例指定分（京都府・綾部市が条例で指定した団体に寄附）

京都府：（寄附金額 - 2千円）× 4%

綾部市：（寄附金額 - 2千円）× 6%

※京都府、綾部市ともに条例指定している場合は 【（寄附金額 - 2千円）× 10%】

①、②、③ともに寄附金税額控除の対象となる寄附金額の合計額は、総所得金額等の3割が上限です。

### <添付書類>

・寄附した団体から交付された寄附金領収書、寄附金領収証明書等

### <記入上の注意>

- ・①~③に該当する寄附金の合計額が2千円を超える場合、申告書（裏面 15 欄）にそれぞれの区分ごとの寄附金額を記入してください。
- ・控除額の記載欄はありません。

## ふるさと納税ワンストップ特例制度

確定申告の必要がない給与所得者等は、確定申告を行わなくても、ふるさと納税先に申請することによりワンストップ特例制度の適用で寄附金税額控除が受けられます。

特例の適用を受けた場合、所得税からの控除（還付）を受けず、その分も含めた控除額の全額が、翌年度の住民税の減額という形で控除されます。

### <特例の適用条件>

- ・確定申告をする必要のない給与所得者等であること
- ・確定申告書（住民税申告書）の提出がないこと
- ・ふるさと納税を行う自治体が5団体以内であること
- ・各ふるさと納税先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出していること

**ご注意ください**

- ・特例の適用申請後に住所等の変更があった場合は、ふるさと納税先に変更届出書の提出が必要です。
- ・ワンストップ特例制度の適用を受けた場合でも、その他の控除を受けるために確定申告を行うことはできますが、ワンストップ特例制度の適用を受けた分を含めた全ての寄附を証明する書類（受領書）を添付して寄附金控除を申告する必要があります。

**市民税・府民税の税額、非課税の範囲**

市民税・府民税には、税金を負担する能力のある人が均等の額によって負担する「均等割」と、その人の所得金額に応じて負担する「所得割」があります。

◎税額 「均等割」 市民税 3,500円、府民税 2,100円 計5,600円

平成26年度から令和5年度までの10年間、東日本大震災からの復興や防災の施策に要する費用の財源を確保するため1,000円（市民税500円、府民税500円）が加算されています。また、平成28年度から「豊かな森を育てる府民税」が600円加算されています。

「所得割」 課税所得金額に、市民税 6%、府民税 4%を乗じた後、税額控除額を差し引いて所得割額を算出します。

※分離課税の所得は、税率・計算方法が異なります。

$$\text{所得割額} = (\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} - \text{税額控除額}$$



◎「均等割」も「所得割」も課税されない人（住民税非課税）

1. 賦課期日（令和5年1月1日）現在、生活保護法の規定により生活扶助を受けている人
2. 賦課期日（令和5年1月1日）現在、障害者、未成年者、ひとり親又は寡婦で前年の合計所得金額が135万円以下（給与年収換算204万4千円未満）の人
3. 前年の合計所得金額が次の金額以下の人（綾部市の場合）
  - (ア) 扶養親族がない人 38万円（28万円+10万円）
  - (イ) 扶養親族がある人

$$28万円 \times (本人+同一生計配偶者+扶養親族数) + 10万円 + 16万8千円$$

◆均等割非課税早見表

扶養人数	合計所得金額※	給与収入換算
0	380,000 円以下	930,000 円以下
1	828,000 円以下	1,378,000 円以下
2	1,108,000 円以下	1,684,000 円未満
3	1,388,000 円以下	2,100,000 円未満
4	1,668,000 円以下	2,500,000 円未満
5	1,948,000 円以下	2,900,000 円未満

◎「所得割」が課税されない人

前年の総所得金額等が次の金額以下の人

- (ア) 扶養親族がない人 45万円（35万円+10万円）
- (イ) 扶養親族がある人

$$35万円 \times (本人+同一生計配偶者 + 扶養親族数) + 10万円 + 32万円$$

◆所得割非課税早見表

扶養人数	総所得金額等※	給与収入換算
0	450,000 円以下	1,000,000 円以下
1	1,120,000 円以下	1,704,000 円未満
2	1,470,000 円以下	2,216,000 円未満
3	1,820,000 円以下	2,716,000 円未満
4	2,170,000 円以下	3,216,000 円未満
5	2,520,000 円以下	3,704,000 円未満

※「合計所得金額」はすべての所得から損益通算をした後の合計額で、「総所得金額等」は合計所得金額から純損失・雑損失の繰越控除を行った後の合計額です。





# 上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書

令和5年度（令和4年分相当分）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

○確定申告した（予定含む）上場株式等の所得			住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税 15.315%（復興特別所得税分含む）と住民税 5%の合計 20.315%の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものとなります。（所得税 20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません。）

上記の表の住民税の源泉徴収税額の記載誤り等があり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

申告する番号に○をつけてください。

- 1 上記の確定申告した（予定含む）上場株式等の所得について、住民税では申告しません。
- 2 上記の確定申告した（予定含む）上場株式等の所得について、住民税では下記の所得とします。

			住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

※申告不要制度（住民税で申告しない）を選択した場合は、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、配当控除の適用はありません。

※市民税・府民税納税通知書又は特別徴収税額決定通知書が送達されるまでに提出してください。

<添付書類>

- ・確定申告書の写し及び特定口座年間取引報告書の写し